

浦添市道路占用料条例の一部を改正する条例

浦添市道路占用料条例（昭和54年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,900
	第2種電柱		2,900
	第3種電柱		3,900
	第1種電話柱		1,700
	第2種電話柱		2,700
	第3種電話柱		3,700
	その他の柱類		170
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	10	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,400
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	
法第32条第1項第2号	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メート	71

号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		ルにつき1年	100
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			150
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			200
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			300
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			400
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			710
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,000
	外径が1メートル以上のもの			2,000
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	3,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			15,000
	地下に設ける通路			9,000
	その他のもの			3,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	300
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	3,000
政令第7条第1号に	看板（アーチで一時的に設ける		表示面積1平方	3,000

掲げる物件	あるものを除く。)	もの	方メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000
標識			1本につき1年	2,700
旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1	300
		その他のもの	1本につき1月	3,000
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	300
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	3,000
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	30,000
		その他のもの		15,000
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,400
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	3,000
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				340
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額

	く。)に設けるもの	つき1年	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネル階数が1のもの の上の地下を		Aに0.004を乗じて得た額
	除く。)に設けるもの		Aに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による道路の占有

許可（以下単に「許可」という。）を受けた占有物件に係る占有料（以下「占有料」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間にあってはこの条例による改正後の浦添市道路占有料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用し、施行日前の期間にあっては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に許可を受けている占有物件（施行日以後に当該許可に係る期間が更新された占有物件を含む。以下「既存占有物件」という。）の施行日以後の占有期間（以下「継続占有期間」という。）に係る占有料の額は、当該既存占有物件について、改正後の条例の規定により算定した占有料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

(1) 令和6年度 当該既存占有物件の継続占有期間についてこの条例による改正前の浦添市道路占有料条例の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額（この条例の施行の際現に浦添市道路占有料条例の一部を改正する条例（平成29年条例第37号）附則第3項第2号の規定が適用されている既存占有物件の占有料については、同号の規定による額）

(2) 令和7年度以後の年度 当該既存占有物件に係る当該年度の前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額